

KAGI 入会規約

第 1 条 (定義)

本規約は、KGREEN 株式会社 (以下「当社」といいます) が管理運営する KAGI [kgeen aki golf institute] (以下「当スクール」といいます) の利用者 (本スクールの業務に従事する者を除き、当施設内に入館・入室した全ての方をいいます) に対して適用されます。

第 2 条 (目的)

当施設は、ゴルフのレベルアップを図り、マナーとルールを順守し、ゴルフスクールを通じて知り合った会員相互の交流および親睦の輪を広げることを目的とします。

第 3 条 (会員制度)

- ① 当スクールは会員制とします。
- ② 当施設に入会される方は、当社が指定する入会申込書・規約等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
- ③ 当スクールは、必要に応じて会員の種類を設定または廃止することがあります。

第 4 条 (入会資格)

- ① 本規約および当施設の諸規則等を順守される方。
- ② 暴力団・極右・極左並びに総会やその他、反社会的勢力の構成員ではなく、または、それに関係のない方。(過去において該当する場合も含みます)
- ③ 未成年者の場合、親権者の同意をいただける方。

第 5 条 (利用の禁止)

- ① 第 4 条に関わらず、次の次号のいずれかに該当する場合は入会・利用を禁止します。
 - I 妊娠されている方
 - II 暴力団関係者であることが判明した方
 - III 医師から運動を禁じられている方
 - IV 酒気を帯びている方。
 - V 伝染病など他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
 - VI その他、正常な利用ができないと当社が判断した方。

第 6 条 (諸費用)

- ① 入会金は当社が別途定める金額とします。
- ② 会員は、当社が別に定める諸費用を、当社指定の納入期日までに支払うものとします。
- ③ 会員は、施設利用の有無にかかわらず、必要となる諸費用を支払うものとします。
- ④ 一度納入いただいた入会金・月額会員料金・チケット料金は、法令の定めまたは、当社が認める理由がある場合を除き、如何なる場合でも返還できません。

第 7 条 (レッスン時間)

- 1 レッスン 50 分間とし、毎時 00 分からのスタートとなります。

第 8 条 (月額会員)

- ① ご利用がない月でも月会費のお支払い義務が発生いたします。
- ② 月会費は当スクールが定める所定の支払方法により、先払いで納付いただくものとします。
- ③ 月会費が所定のお取引にて入金の確認がとれない場合、店舗受付にてお支払いいただきます。店舗受付でのお支払い確認がとれない場合に関しては、告知なく翌月会費と共に請求させていただきます。なお、お支払いの確認の為、電話または書面の郵送をさせていただく場合がございます。
- ④ お支払い方法がクレジットカード利用の場合、カード有効期限の更新、カードナンバーの変更等が発生した場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
- ⑤ 当月所定【月額会員 毎月 3 回までスタジオレッスン可能】のレッスン数に関して、翌月への繰り越しはできません。当月内での利用・権利行使をお願いいたします。なお、未受講に対するご返金、補償等は一切行っておりません。
- ⑥ 月 4 回目以上からの利用は、1 回 ¥ 11,000 (税込) とします。その都度店頭でお支払い下さい。

第 9 条 (チケット会員)

- ① 購入日より、以下の有効期限が発生します。
 - ※ チケット 5 回分は、購入日より半年間
 - ※ チケット 10 回分は、購入日より 1 年間
 - ※ チケット + ラウンドレッスン 1 回は、購入日より半年間

第 10 条 (コース変更手続きについて)

会員がコース変更 (チケット会員から月額会員への変更または月額会員からチケット会員への変更等) を希望する場合には、変更希望月の前月 15 日までに、コース変更届出用紙への記入及び署名を経て行うものとします。

第 11 条 (退会)

- ① 会員の自己都合による退会は、退会希望月の前月の 15 日までに、本人が当社指定の手続きを完了しておかなければなりません。
- ② 退会月の末日をもって退会するものとします。
- ③ 退会月の会費は、退会が月の途中であってもこれを全額支払わなければなりません。
- ④ 会費を 2 ヶ月以上滞納した場合、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなければなりません。

第 12 条 (休会手続きについて)

- I 会員が休会を希望する場合には、利用終了希望月の当月 15 日までに、休会届出用紙への記入及び署名を経て行うものとします。
- II 休会期間は最大 2 ヶ月とし、当該期間には月会費の納入義務は発生しないものとします。

第 13 条 (会員資格の譲渡・相続)

会員資格は、本人限りとし、譲渡・相続はできません。

第 14 条 (資格喪失)

会員は、次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失します。

- I 第 11 条に定める退会手続きが完了したとき。
- II 第 11 条により除名されたとき。
- III 会員本人が死亡したとき。
- IV 当社が破産、民事再生、会社更生、会社清算の申立があったとき。
- V 当社が当施設の全部を閉鎖したとき。

第 15 条 (会員の除名)

次のいずれかに該当する場合、当社はその会員に対して当施設から除名することができます。

- I 当社の会則および諸規則に違反したとき。
- II 会員が諸費用のお支払を二ヶ月以上怠ったとき（自動振替ができない場合も含む）。
- III 暴力団・極右・極左並びに総会やその他、反社会的勢力の構成員または、それに関係する方（過去において該当する場合も含みます）であることが判明した場合。尚、本項による除名の理由について回答の義務を有せず、除名に係わる異議申し立てについては、一切これを受理しません。
- IV 当社および当施設の名誉、信用を傷つけたとき。
- V 当社に対し、虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき。VI その他、当社が会員として相応しくないと認めたとき。

第 16 条 (禁止事項)

会員は、当スクールにて次の行為をしてはなりません。

- I 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）や施設スタッフ、当社、当施設を誹謗、中傷すること。
- II 他の方やスタッフへの暴力行為、威嚇行為、危険な行為。
- III 刃物など危険物の持ち込み。
- IV 物品販売、営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- V 高額な金銭、貴重品の当施設内への持ち込み。
- VI その他、当社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 17 条 (施設の休業・閉鎖)

次の各号に該当する場合、当スクールを休業することができます。予め予定されている場合は、事前に会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは当社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- I 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- II 施設法定点検、及び検査によりやむを得ないとき。
- III 当スクールで定める休業日（年末年始、夏季休業日含む）。
- IV その他、法令等に基づく関係官庁からによる場合などの重大な事由

によりやむを得ないと当社が判断したとき。

第 18 条 (会員の事故)

当施設および敷地内で会員本人または他の会員を含む第三者に生じた人的物的事故については当社に故意または過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 19 条 (会員の損害賠償責任)

I 会員が施設利用中、会員の責により当社または他の方に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

II 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社は、会社に故意または過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

III 会員が故意または過失により第三者あるいは当ゴルフスクールの施設や物品に損害を与えた場合は、当該会員がその損害を全額賠償していただきます。

IV 利用者本人または第三者に生じた人的物的事故については、当スクールの故意または重過失がある場合を除き、当スクールは一切の責任を負いません。

第 20 条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

I 当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、当社が必要と判断したときは、これらを変更することができます。

II 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するときは、当社は事前に会員にこれを告知します。

第 21 条 (諸規則の厳守)

会員およびビジターは「本会則規約」 および「ご利用にあたり」を順守し、スタッフの指示に従うものとします。

第 22 条 (個人情報保護法)

I 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護法に従って管理します。

II 会員は、自己が当社に提供した個人情報が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって、会員または他の方に生じる損害について一切責任を負いません。

なお、当スクールではご登録いただいた会員またはご来場いただいた方に対し、当スクールの営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたは電子メール等でご案内させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

第 23 条 (規約・諸規則の改定)

I 当社は、当社が必要と認めた場合、会則および諸規則の改訂を行うことができます。

II 改訂された規則は、施設内掲示などにより告知されたときから効力を生じ、以後全会員に適用されるものとします。